

令和元年9月20日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 古賀 誠視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第45号議案 古賀市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されることにより、住民票等への旧氏の記載が可能となることに伴い、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 女性活躍推進の観点から、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令等の一部改正が行われ、本年11月5日に施行されることとなったが、本年4月17日付けで総務省より、「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について」の通知があり、印鑑登録に関しての旧氏の使用について詳細が示されたことを背景に、今回の条例改正を行うこととした。
2. 使用できる旧氏は、過去に名乗っていた氏であり、複数の旧氏がある人は、複数の中から一つを選ぶことができる。届出の際は、希望する旧氏が記載されている戸籍謄本から現在の氏が記載されている戸籍謄本までのすべてが必要となる予定。
3. 勤務先で現在使用している旧氏については、法令で定められているものではないため、今回の条例改正との調整が必要であるとは考えていない。
4. 印鑑条例については、各市町村で定めることになっており、市独自の判断もできるところではあるが、例えば、他市町村で既に旧氏の制度利用をしている人が古賀市に転入してくる場合もあることから、その点も考慮し、古賀市においても条例改正を行うこととした。
5. 現在のところ、旧氏の記載等に関して電話や窓口でのお尋ねは、あっていない状況である。

6. 周知については、広報こがや市公式ホームページへの掲載、市民国保課市民係窓口での周知を予定している。全国的な改正のため国による周知も行われており、現在総務省のホームページにも掲載されている。

【意見】

(賛成意見)

- ・ 今回の条例改正の背景の一つに女性の活躍推進が挙げられる。婚姻、養子縁組、その他いろいろな条件での氏の変更等に影響されることなく印鑑登録ができ、活躍を広げるという意味で賛成。現在、日本国民一個人としてさまざまな財産の所有があっており、それに対しての支援や明確な整理ということで、印鑑条例の改正については必要と考え賛成。なお、丁寧な周知を行っていただく必要があると考える。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。